

改定後 アルファ個別指導受講規約

＜解約・返金に関する事項＞（旧＜解約に関する事項＞を全面改定）／2025 年 1 月 19 日版からの改定（最終仕様）

注：本書は変更のあった＜解約・返金に関する事項＞および別添のツアー取消料条項のみを記載。＜基本規則＞＜受講ルール＞＜個人情報の保護に関する事項＞等は 2025 年 1 月 19 日版から変更ありません。

凡例：黄色網掛け＝今回（最終仕様）の変更・追加箇所。

＜解約・返金に関する事項＞

第 1 条（解約の方法）

受講生は、契約締結後も、本規約に従い本サービス契約を解約することができます。解約を希望する場合は、アルファ事務局あてに書面または電子メールでその旨を通知してください。解約通知がアルファ事務局に到達した時点で、将来に向かって解約の効力が生じます。到達した解約のお申し出は撤回できません。

第 2 条（受講料の内訳）

1. 本プログラムの受講料は、キックオフおよび初期提供コンテンツ（第 3 条）の提供、ならびに契約期間にわたる個別指導・チャット指導・出願/応募書類の添削・面接対策等の役務の提供に対する対価です。中途解約時の返金は、提供した役務・コンテンツの消化状況に応じて第 4 条により算定します。

2. 本規約および返金額の計算において基準となる「受講料」とは、各種割引の適用後に受講生が実際にお支払いになった金額（税込）をいいます。

第 3 条（キックオフ・初期提供コンテンツ）

1. 本プログラムの初期フェーズとして、アルファは受講開始時に、アドバイザーによる初期戦略コンサルティング（以下「キックオフ」）および以下の初期提供コンテンツのうち、当該プログラムの内容に応じたものを提供します。

- (1) 進路・志望先（志望校、志望業界・志望企業、転職先、その他の目標）に関する分析・推奨および選定の助言
- (2) 出願・就職・転職・学習等に関する戦略およびスケジュールの設計
- (3) 長期キャリアゴール・目標・行動指針の整理および言語化
- (4) 出願書類・応募書類・エッセイ等のストーリー構築に関する論点提示および方向づけ
- (5) アルファが独自に開発した各種マニュアル・テンプレート・フレームワーク・診断ツール等の提供
- (6) 上記の要点をまとめたキックオフ戦略サマリーの送付

2. キックオフおよび初期提供コンテンツは、これらを提供する役務であり、出願書類・応募書類等の完成、特定の成果物の完成、合格・内定その他の結果を保証するものではありません。受講生が当該役務およびコンテンツをどのように活用するかは、受講生ご自身の判断と作業によります。

3. キックオフの実施および初期提供コンテンツの送付（個別指導チャットでの提供をもって完了とします）をもって、当該部分の役務提供は完了したものとし、その対価は返金の対象となりません。

第 4 条（中途解約時の返金額）

1. 受講生が契約期間の途中で解約した場合の返金額は、次の式により算定します。

$$\text{返金額} = \text{受講料} \times (1 - \text{消化率})$$

2. 消化率は、提供した役務・コンテンツに応じ、出願・キャリア系プログラムは第 3 項、語学・テスト対策系プログラムは第 4 項により算定します。

3. 出願・キャリア系プログラム（MBA・海外大学院、海外大学・帰国子女、転職、就職・ボスカリ等）の消化率は、次の各段階の提供状況に応じて算定します（累積。合計 100%を上限とします）。

フェーズ 1（キックオフ面談・戦略立案・初期コンテンツ提供）：実施で 40%

※フェーズ 1 は、キックオフ面談の実施、初期コンテンツの提供および戦略サマリーの送付を一体の初

期役務として提供するものであり、これらの提供をもって消化します。

フェーズ2（出願/応募書類一式〔レジュメ、カバーレター、エッセイ、推薦状、ES等。学校は1校分、企業は1応募分〕）：着手で20%、一通りの提供完了でさらに20%

フェーズ3（面接対策）：実施で10%

追加対応（2校目・2社目以降の対応、継続フォロー等）：着手で10%

4. 語学・テスト対策系プログラムの消化率は、次により算定します。

(1) 初期提供対価：受講料の20%。解法マニュアル・テンプレート等の提供および初回診断（現状・目標の確認、弱点分析、学習戦略・スケジュールの設計と初回学習戦略シートの提供）の対価とし、これらの提供をもって消化します。

(2) 期間役務対価：受講料の80%。契約期間（最大6ヶ月）に応じた期間按分により消化します（月単位で計算し、解約日の属する月は経過月に含めます）。

(3) 受講生には、AI特訓（通常月額345米ドル）の6ヶ月間無料利用権を受講特典として付与します。本特典は受講開始時に付与され、解約された場合も付与済みの利用分は返金の対象とせず、解約以降の利用を停止します。

5. キックオフ面談実施前、または初期提供コンテンツ・解法マニュアル等の提供前に解約された場合は、消化率を0%とし、第7条の実費のみを控除して返金します。

第5条（消化の判定）

役務の消化の有無は、各役務・各フェーズに属する役務を個別指導チャットにて提供した事実（添削・回答の返信、資料の送付、セッションの実施等）によって判定します。提供した回数、受講生による活用の有無および程度、受講生の主観的な満足度は、消化の判定に影響しません。

第6条（単発・短期・成果物単位のプログラム）

1. オンラインセッション・面談セッション、面接対策その他1回または数回で完結する役務は、当該セッションの実施をもって役務提供完了とし、返金の対象となりません。予約日の前営業日以降のキャンセルおよび当日不参加は、当該役務が消化されたものとみなします。

2. 翻訳サポート・英文添削・プロサポート等、文書または出願校単位で提供する役務は、当該文書・出願校分の作業着手をもって提供完了とし、未消化分を含め返金の対象となりません。

3. 契約期間が1ヶ月以内のプログラム（キャリア戦略・教育戦略・就活戦略アドバイザリー、面接対策アドバイザリー等）は、キックオフの実施をもって役務提供完了とし、返金の対象となりません。キックオフ実施前の解約については、第7条の実費のみ控除のうえ返金します。

第7条（控除する実費・返金の時期）

1. 解約に伴い振込手数料その他の実費が生じている場合は、返金額から当該実費を控除します。

2. 返金は、解約通知到達日を毎月10日で締め切り、その翌月10日に行います。返金時の振込手数料は受講生のご負担となります。

3. 解約時点で未払料金がある場合は、返金額から控除します。

第8条（受講生の責めによる契約解除）

受講ルール第9条に定める事由（誹謗中傷、アドバイザーへの人格否定・攻撃的言動の反復、運営への著しい妨害等）により、アルファが指導継続困難と判断し契約を解除する場合は、提供済みの役務に相当する額を控除した残額を返金します。

第9条（合格・内定等による終了）

合格・内定し、進学または入社する学校・企業等が決定した場合は、受講期間内であってもアドバイザリーは終了します。この場合、第4条に準じて返金額を算定します。

第10条（自己都合解約の取扱い）

受講生の自己都合による解約の場合も、本章の定めに従い返金額を算定します。アルファまたはそのアドバイザーの関与しない事由により受講生が留学・就職・転職等を中止した場合であっても、提供（消化）済みの役務に相当する額を控除した残額を返金します。

第 11 条（特定商取引法の適用）

本サービス契約が特定商取引法上の特定継続的役務提供に該当する場合は、同法の定めるクーリング・オフおよび中途解約に関する規定が適用されます。この場合、同法の定めが本章の規定に優先します。

（別添）キャンパスビジットツアー同意書 第 7 条（取消料）

第 7 条（取消料）

1. 本ツアーは、参加者の人数を前提に、各校アドミッション・在校生の訪問アレンジ、現地手配、引率および渡航手配を事前に確定して実施する少人数制プログラムです。ご予約確定（同意書のご提出）後にご解約された場合は、出発日からの起算日に応じ、以下の取消料を申し受けます。

・ 出発の 21 日前まで：参加料金の 10%（コミットメントフィー）

・ 出発の 20 日前から 2 日前まで：参加料金の 80%

・ 出発の前日・当日および無連絡不参加：参加料金の 100%

2. 取消料は、当社が本ツアーの手配・実施のために負担し、または負担を確定する費用（各校アドミッション・在校生への謝礼、現地手配費、引率者の渡航・宿泊費、参加者数に応じて確定する手配実費等）を上限とします。本ツアーは、出発の約 20 日前までに各校訪問のアレンジおよび渡航手配（航空券・宿泊等）を確定するため、当該時期以降は第三者に対する費用が確定し、少人数制のため代替参加者の確保が事実上不可能となります。

3. 各時期区分の料率および確定費用の内訳は、お申込みの際に明示します。

規約日時：2026 年 7 月 1 日 改定・施行 株式会社アルファ・アンド・カンパニー